

日本YWCAの使命(ミッション)
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界の人人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

第29総会期主題
平和を実現する人々は幸いである—マタイによる福音書5章9節

日本YWCAビジョン2015
(1) 非核・非暴力による平和を構築する
・平和憲法をまもり、世界に広める
・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
・女性と子どもの権利をまもり
・パレスチナYWCAの活動を支援する
(2) 若い女性のリーダーシップを養成する

YWCA 5

MAY 2010

発行所 日本YWCA
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
Tel. 03-3264-0661
【四谷オフィス】
〒160-0008 新宿区三栄町6-12 2F
Tel. 03-5367-1872 / FAX 03-5367-1873
E-mail. office-japan@ywca.or.jp
編集発行人 俣野尚子
振替 00170-7-23723 (毎月1日発行)
定価1部 150円
年間購読料2,200円(送料込)

www.ywca.or.jp

改憲手続き法は凍結・廃止されるべきです

高田 健 (許すな! 憲法改悪・市民連絡会)



©日本YWCA

安倍政権下、強行採決された改憲手続き法(通称、国民投票法)が、この5月18日に、3年間の凍結期間を経て施行されようとしています。国民の意思が正当に反映されない同法の引き続きの凍結と廃止を求めて活動している高田健さんに現状を記していただきました。

一部マスコミでは「国民投票法」と呼びますが、正しくは「憲法改正手続き法(改憲手続き法)」です。改憲手続き法は安倍晋三内閣が2007年5月14日に参議院で強行採決をしました。審議をしなくてはいけない問題がたくさん残されているのに、自分の任期中に憲法改正をしたいという安倍内閣が非常に焦って、憲法調査会で長年にわたって作り上げてきた自民党と民主党の協調体制までぶち壊して、強行採決を繰り返して出来たのが改憲手続き法です。

しかし、審議不足で積み残された問題があまりにも多いものですから、採決にあたって参議院で、当時の与党であった自民党・公明党みずからが18項目もの附帯決議を付けざるを得なかったという法律でした。これだけの附帯決議を付けるということは、法律としての体をなしていないことを与党自身が認めたようなものです。

憲法改定という重大な問題についての法律ですから、与野党対立のヒートアップした状態をなんとか冷却させようという狙いを含めて、憲法改正案について審議可能にしたり、国民投票の実施可能な時期も3年間凍結することを決めました。その3年目が今年の5月18日です。

しかし自公・与党にとって、この3年間は不幸にも大変重大な3年でした。この間に参議院選挙(07年7月)があり、昨年は衆議院選挙がありました。参議院選挙で自公・与党が負け、衆議院選挙でも大敗しました。「政権交代」が起きました。

附則や附帯決議などで自公・与党(当時)も不備を認めた改憲手続き法の問題点は以下のようなものです。この議論もまったく進んでいません。

(1) 投票権者をどう規定するか(18歳投票権問題、公職選挙法や民法との整合性の保障)。(2) 国民投票の対象は何か(憲法だけでなく、国政の重要問題についての国民投票の可否)。(3) 広報や広告など、メディアの在り方(議席数で広報の分量を決めようか、有料広告を認めるか資金能力で宣伝に差ができる)。(4) 国民投票運動の自由に関する問題(公務員や教育関係者の政治活動・地位利用の制限などによって、自由な活動が制限される)。(5) 投票成立の要件をどうするか(過半数)の分母問題や成立に必要な最低投票率規程の有無)など。

憲法審査会も法律上はあることになっていますが、委員も選出していないし、会合も一度も開かれていません。要するに箱だけできたが中身がないという状態で3年が過ぎたわけです。ですから今年の5月18日を前にして、明らかになくなったことは、改憲手続き法が、どんなにいい加減な法律であったか、そしてそれに基づいては事態が何も進んでいないという状態です。つまり凍結を解除する条件は何も出ていないということです。

3年間にわたって憲法審査会を始動させてこなかった力は、明らかに世論と改憲反対運動の力によります。

いま政府や民主党内には、「憲法手続き法に規定された3年が過ぎた」という理由で、同法の凍結解除を施行する動き(民主党役員会)があります。18歳投票権のための法整備は間に合わなかったが、

5月18日がきたら、同法がもし「法整備」が間に合わなかった場合を想定した「経過措置」として規定していることに従い、当面20歳以上で施行できる、というものです。これは同法の付則第3条に関する憲法調査特別委員会の審議(第166通常国会衆議院憲法調査特別委員会、07年4月12日)の経過からしても誤りです。

この憲法調査特別委員会での法案提案者の船田二元理事の答弁では、法整備が進まなかった場合の「経過措置」で現行20歳で処理できるというのは、民法改正の「公布」から「施行」までの、最大限、半年程度のことを指しているものであって、今日のように18歳投票権問題に関する民法改正すらまったく取り組まれておらず、また改正民法も公布されてもいないという状況は想定されておらず、まったく当てはまりません。この「経過措置」規程を使って、とりあえず、「施行する」ということは、立法趣旨からしてあり得ないことです。

このように改憲手続き法は引き続き凍結延長して、その上できちんと廃止法を成立させ、出す以外にはないのです。

改憲手続き法の5月18日施行に反対する共同声明は、日本YWCAも賛同呼びかけ団体となつています。3月末で17団体845名(個人賛同は10000名以上)の賛同を得て、3月31日、国会の与野党3党と共産党の国会議員に共同声明を届けました。賛同の最終締切は4月末。
<http://www.annie.ne.jp/~kenpow/seimai/seimai31.html>

もはや目を逸らさずに

寺嶋 公子

この機関紙が届く頃、日米間による何らかの合意への途上にあつて、普天間基地移転に関する問題は、一体どんな事態になっていることだろう。昨年末の沖繩訪問は、現地YWCAの大城美代子会長による内容濃い案内のお陰で、気づきと学びの扉が開かれる時となった。南部激戦地跡や、鎮魂と反省と新しい誓いの上に建てられた記念の地を、また各所の米軍基地を訪れ、そして美しい辺野古の海辺に作られた基地建設反対のテント村に座って、私の内にあつたのは言い難い後ろめたさだった。この地に暮すことの痛みと不条理を、その歴史と現実を、本当に知ろうと私はして来ただろうか…。

沖繩は、アジア・太平洋戦争末期に本土上陸を遅らせるための「捨て石作戦」の地となった後も、講和条約による日本の国権復活と共に米軍占領地となり、さらに本土復帰がかなうと同時に本土にある米軍基地の大半がこの地に移され、土地の強制収用や犯罪被害の下、米軍による他国侵略の攻撃基地となつてきた。そのなかで、あらゆる苦難を担いつつなお非暴力による意思表示を貫く沖繩の人たちに、「国の安全のゆえ」と名づけた荷をひとり負わせてきたのが本土に住む私たちではなかったか。

ある集会で沖繩代表の方は、基地移転が必要と言ふのなら、それは本土であるべきと語った。当然挙がるだろう反対の声のなかで、この国の安全保障の問題を国民が初めて当事者として考え始めるために。これから私たちは、「基地をどこに」を越えて、国の防衛とは、世界との共生とは、もはや目を逸らさず自分の問題として、賢く粘り強く問うていかなくてはならない。

パレスチナの人たちは、現状を変えるために、世界の人々に来て、見て、知って、伝えてほしいと訴えてきた。紙媒体や電子媒体によるあふれるような情報をひとまず置いて、自身の目と心で得るものが示す道を伝え合いつつ、答えを築く旅を共に。
(東京YWCA会員)

2010年度加盟YWCA中央委員会開催
日程 5月22日(土)〜23日(日)
会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
(3面に関連記事掲載)

「憲法改正手続き法」(国民投票法)への取り組み

昨年日本YWCA全国会員総会において、私は前総会期常任委員として、ビジョン2015「平和憲法をまもり世界に広める」と題して「憲法改正手続き法」について発題しました。

正されれば高校生も投票権を持つこととなります。若い世代にとって「国民投票法」が身近な問題に迫ってきます。適切な情報が伝わっていない高校生たちに、その中味を熟慮できる環境を提供することが早急に必要になります。命の尊さと平和憲法の必要性を伝えていくための「平和教育」が、今後、重要な役割を果たしていくと思います。

第二の取り組みは、世界のYWCAとの協働です。2008年5月の「9条世界会議」では、「9条」の精神、つまり「命を大切に。恒久の平和」という精神が、世界の紛争の抑止に欠かせず、9条を世界の共有財産として支持しようという気運が高まり、憲法9条の「戦争放棄」の理念を世界に発信することが確認されました。また、世界YWCA総幹事のニヤラザイ・グンボンズバンダさんは、「日本YWCAの9条への取り組みは日本だけでなく、世界中の女性への暴力の克服に貢献します」とエールを送って下さっています。

世界各地で平和に取り組み人々が9条に注目する今、世界組織である私たちYWCAは、各国のYWCAと共に手を繋いで憲法を守る運動を展開していくことが大切です。

「憲法改正手続き法」には問題点は数多くありますが、その中で「18歳」という年齢に視点を当てて考えてみました。国民投票法を持つ者は「18歳以上の日本国民」と規定されています。施行までの3年間で公職選挙法や成人年齢を定めた民法の改正を前提としていますが、改

そこでYWCAの第一の取り組みとして「平和教育」の展開が考えられます。発題では「平和教育」の一例として、中高Y

まず同法が凍結解除となる5月18日に向けて、凍結が延長となるよう地域YWCA・日本YWCAそれぞれの役割を果たしていきましょう。

日本YWCA運営委員 荒木紀子

Action Alert

エルサレム入植地拡大への緊急抗議

3月29日、パレスチナYWCAより緊急行動の呼びかけが届きました。イスラエル政府が3月9日、東エルサレムに入植地拡大を発表したことを受けての緊急抗議です。パレスチナYWCAとしてオリーブの木キャンペーンをYWCAと共催している東エルサレムYMCAは、まさにこの東エルサレムにあり、姉妹兄弟にも迫る危機です。

エルサレム―異なる3つの一神教の聖地で、今もなお続く中東紛争の中心地。女性と子どもに負の影響をもたらす、エルサレムで進行するイスラエルによる差別的な入植地拡大を踏まえ、パレスチナYWCAと世界YWCAはイスラエルによるこ

これらの違法行為と日々の人権侵害を終わらせるため、みなさんに緊急行動を呼びかけます。

今週エルサレム市内で勃発した大規模の衝突は、今日の政策はもちろん、1967年以降の政策の多くがイスラエルに偏重したものであることに対する耐えがたい憤りと絶望が爆発したものでした。パレスチナ人、特にその女性と少女は、人としての尊厳と安全の損害、人権の侵害といった差別に日々直面し、この地域の子どもたちには未来の存続すら約束されていません。

イスラエルによる対東エルサレム政策(※1)により、東エルサレムに住む1万3,100人以上のパレスチナ人の身分証(※2)が取り消されました。また、エルサレム市民のうちパレスチナ人へのみ限定事項が科され、海外への渡航を希望する者は空港での酷道人道希望をたせ、同じ市民として差別的な扱いを日々受けています。

パレスチナYWCAがある東エルサレムのシエイク・ジャラ地区で、イスラエル当局により家を追い出された複数の家族については、国際法とジュネーブ条約に則って現在対応がなされています。2009年12月までの間に、120人以上が自らの家を強制退去させられました。イスラエル当局のエルサレムにおける住居制限と住宅政策により、1967年以来、東エルサレムだけで2千戸以上が破壊されました。これはまさに人権侵害に

世界YWCAの若い女性のためのリーダーシップ教本『Empowering Young Women to Lead Change』の日本語版「若い女性が社会を変えるーチカラを引き出すワークショップ集」(29総会期国際コミュニケーションチーム翻訳・作成)が、この度日本YWCAのホームページで配信されることになった。若い女性の生き方に影響を及ぼすさまざまな問題の現状を知り、その解決を図る上で有益な情報や知識が得られるばかりでなく、課題ごとによく練って作られているワークショップを実際にやってみることを通して、自分の中からの気づきと行動変容が促され、社会変革への行動のツールが次第に

私は1昨年のエイズデーに、地元ルーテル学院の高校生を対象にこのマニュアルを用いたワークショップを行った。セクシャルネットワークであつという間に感染が広がる怖さ、予防することの大切さを知り、HIVとAIDSがより切実で身近な問題となったようである。

世界YWCAと各国加盟YWCAが掲げるビジョンは、平和、正義、人の尊厳と自由、健康、豊かな自然環境が、女性のリーダーシップによって促進され維持される社会の実現である。若い女性たちはよりよい世界の現のために力強い役割を果たしていく未来のリーダーたちである。若い女性が直面している問題が与える影響について分析し、意識を高め、変革のためのスキルを身につけ、他の女性たちも巻き込んで共に前進するとき、YWCAの未来は明るい。仲間と、率直に、楽しく学び、互いを尊重し、対話し、経験を積むことがトレーニングのコンセプトになっている。さらに年齢に関係なく、地域のニーズに合わせ、柔軟に活用することもできそうである。日本YWCAのホームページを今すぐ開けてみませんか?

第29総会期国際コミュニケーションチーム担当委員 儀 恭子

ぜひご活用下さい!



世界YWCAが国連人口基金の協力のもと発行したワークショップ集(英語版・日本語版とも著作権は世界YWCAにあります。)

若い女性が社会を変えるーチカラを引き出すワークショップ集

身についていくプロセスを体験できる、すぐれたトレーニング教本である。

内容は、トレーニングを楽しむ進める工夫満載のアイスブレイキング、リーダーシップ理論と開発、グローバルリーダーシップによって促進され維持される社会の実現である。若い女性たちはよりよい世界の現のために力強い役割を果たしていく未来のリーダーたちである。

大阪YWCAでは、沖縄住民の真の「自決の権利」が保障されることを願い、普天間基地移設に関する以下の請願書を作成し、全国のYWCA会員や市民に請願書を送る運動を呼びかけています。
* 請願理由や請願の方法に関しては、もよりのYWCAにお尋ねください。

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

普天間基地移設に関する請願書

沖縄県宜野湾市在日米軍普天間基地移設に関して、沖縄住民が米軍基地の過密存在により日々受けている損害の救済を求め、憲法第16条に基づき、請願法第2、3条に則り下記の通り請願致します。

請願の趣旨

- 1 対米交渉は、日米両国政府が尊重し、遵守する義務を負う国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約(社会権規約=経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 および自由権規約=市民的、政治的権利に関する国際規約)に準拠して行うこと。
- 2 米軍基地の重大な影響を受けている沖縄住民に対し、憲法、国際連合憲章、世界人権宣言の原則を尊重し、国際人権規約に定められた権利を保障すること。

(3面に続く)

パレスチナYWCA・世界YWCAからの行 世界の声を聞かせよう！ イスラエル政府の東エルサレムでの



幼い頃、母から聞いた甲府空襲の話を出します。焼夷弾が落とされる中、家族と共に逃げ回った経験、そこで見た光景、感じたことをよく話してくれました。私はその中から戦争に反対すること、核兵器の廃絶を目指すことを大切なこととして学びました。けれども「核廃絶」や「戦争放棄」を明確に否定し、他国の人々や考え方の違う人々との話し合いや相互理解の必要を感じていない若者も身近に増えているような気がしています。彼らは近い人を通して戦争を志向するかのような教育を受けています。

「言へ伝える人がなければ」イエス・キリストのこと、キリストを信じる信仰のことを聞くことができないとパウロは語りました。YWCAには多くの「母」の存在があります。その「母たち」からイエス・キリストのこと、信仰のこと、そしてYWCAが大切にしている「非核・非暴力による平和を創りだす」ことを学ぶことができると思っています。後の世代を築く人々にとってそれが貴重な学びになることを期待し、また努力したいと思えます。

「言へ伝える人がなければ、どうして聞くことができよう。」

(ローマの信徒への手紙10章14節)

宍戸尚子 (山梨英和中学校・高校聖書科教諭、YWCA部顧問、日本キリスト教団日下部教会協力牧師)

1. **【今すぐ行動を起こそう！】**
イスラエル政府/大使館に
対し、東エルサレムにおけ
るパレスチナ人の自宅から
の強制退去と家屋破壊、そ
して武力によるパレスチナ
占領を止めるよう申し入れ
よう。
2. 国際社会と各国(自国の)
政府、特にジュネーブ条約
調印国の連帯を呼び覚まし
イスラエル政府とパレスチ
ナ自治政府が聖地に正義あ
る持続的な平和を実現する
努力をするよう、後押しす
ることを求めよう。
3. YWCAの仲間、中東問
題の根本的原因や問題の本
質について伝えることを継
続し、中東で起こっている
人権侵害について知らせよ
う。
4. 女性の尊厳の向上と安全の
保障、女性の人権の促進、
そして子どもたちの未来を
確実にするためのプログラ
ム開発を通して、中東の女
性のエンパワメントを後押
ししよう。(2007年世
界YWCA総会、中東の平
和に関する決議による)
5. 女性の紛争予防への参与を
促進する国連安保決議1
325号、イスラエルにパ
レスチナの占領を止めさせ
パレスチナ国家の樹立を促
す決議242号および338号など、
パレスチナに関する未だ履
行されていない諸決議の履
行をイスラエル政府、自国
政府、国際社会に求めよう。
6. イスラエル製品やサービ
スのボイコット運動に参加し
イスラエルがパレスチナ占
領を止め、国際法と国連決
議に従うよう経済的圧力を
かけよう。

【イスラエル大使館に電話・手紙・FAXを送ろう】

イスラエル大使館
〒11020084 千代田区
二番町3
電話 03332640911
FAX(領事部) 0333264
10791
Eメール: information@tjkyo.
mfa.gov.il

第54回CSW (国連婦人の地位委員会)に参加して 来年はあなたが参加してみませんか！

世界YWCAから各国YWCAに発信されたCSW参加者募集の情報を受けて、申し込み参加した福岡由里子さんからの報告です。会員にはこうした国際会議への参加の道が開かれています。

2010年は、第4回世界女性会議にて「北京宣言および行動綱領」が採択されてから15年目にあたります。そこで、今年3月1日～12日、ニューヨークの国連本部で開催された国連婦人の地位委員会(the 54th Commission on the Status of Women, CSW)には、「北京+15」というテーマのもと、各国の政府代表が集まり、過去15年間における「北京宣言および行動綱領」の履行状況や今後の課題について協議されました。

このCSWに併せ、2月28日～3月12日にはNGOフォーラムが開催され、世界中から集まった多くのNGOにより、200以上のワークショップ(以下、WS)等が行われました。YWCAは、世界YWCA(総幹事、職員、運営委員、インターン)を中心に、アジア・太平洋、アフリカ、ヨーロッパ、北アメリカから関心のあるメンバーが総勢50人集まり、WS等を開催しました。YWCAが主催・共催したWSの主なテーマは、HIV&AIDS・性と生殖に関する健康・女性に対する暴力に関する世代間対話、平和構築、銃社会と女性に対する暴力等。また、若い女性たちの集会が開かれ、世界YWCAのCSW短期インターンや、若い運営委員たちがリーダーシップを発揮し、他のNGOから集まった若者と活発な議論を交わしていました。ニューヨークでのYWCAの代表団の1日は長く、朝から夜まで、まさに会議ついで(朝7時:前日の振返り+当日の流れの確認、日中:国連の会議やWSへの参加、夜:世界Y総会に向けての会議等)。

私が3年前にインターンとして参加したときは、YWCAのメンバーは5人ほどしかいなく、発表の準備がとて大変でした。しかし、今回は、世界中から多くのメンバーが集まり、YWCAとして協力して幅広く活動をアピールできたことはよかったです。世界YWCAとしても、来年度以降も、今回のやり方を踏襲し、より多くのメンバーがCSWに参加できるよう工夫をする意向を示していました。今この記事を読んでいるあなた、来年はCSWに行って、世界の動きを肌で感じ、ぜひ自分たちの活動を現地で発表してみませんか？

京都YWCA 福岡由里子

加盟YWCA中央委員会の お知らせ

YWCAを元気に！

昨秋には全国会員総会が開かれ、3年間の活動方針が決定され、組織の課題などが確認されました。今年の加盟YWCA中央委員会は、全国会員総会で決められた方針を、この総会期間中どのように具体化していくのか、その問い直しと確認を、全国の地域YWCAが集まって協議し、向こう1年間の活動を決議する場です。

【規程案2つ】

現状にあわせて規程を変化させる必要が出ています。提案は、「日本YWCA会長・副会長・運営委員選出規程修正案」と「学校YWCA規程案」の2つです。

まず最初の規程案ですが、これまでの日本YWCA常任委員会が会則改正によって「運営委員」と名称が変わったことから「運営委員」と名称を変更する必要があり。また、1総会期はこれまで3年でしたが、4年になりましたので、任期に関する事項も変更します。

もうひとつの「学校YWCA規程案」は、学校YWCAに所属する生徒たちは年齢や性別を問わず会員と位置づけられたことから、別に規程を定める必要から新しく定めるものです。

【全国会員集実地に向けて】

今総会期の重要なテーマに地域YWCAの活性化があげられます。地域YWCAは、それぞれ規模も体制も異なりますし、抱えている課題は多様です。しかし、もっと会員がエンパワーされ、活動が活性化できないだろうかと考える点では共通しているのではないのでしょうか。昨秋の全国会員総会では、会員が「元気になるための会員集実地を持ちたい」という意見が出されました。その意見を受けて運営委員会で検討しました。ポイントはいくつかありますが、一つは開催場所です。またテーマもビジョン2015の実現につながるものでありたいと思っています。会員集実地は皆さんの場です。会員集実地は皆さんの場です。から、どうか共にお考えいただけますことを願っています。

【YWCAを元気にするために】

「YWCAを元気にするために」ために協議の時間を多く取り、組織運営力向上・人材リストの活用・会員集実地実現・若い会員増加・ビジョン2015の実現・広報&ファンドレイジング、の6つの視点から知恵を出し合いたいと思います。YWCAは「人」だと言いますが、皆さんの協力が求められている時です。有意義な協議となり、未来につながる中央委員会となりまますように、あらかじめ地域YWCAでも検討の上、ご参加いただければ幸いです。

2010年度加盟YWCA中央委員会準備委員長 吉村千恵



大阪YWCA千里40周年を迎えて

互いが支え、育ち合う場として



社に学ぶ旅を実施し、高齢者施設を見学した。お互いが自由な気持ちで一緒にいる場の大切さを実感した。年末のあわただしい引越しも含め、今振り返ると一人ひとり自分の持ち味を生かし、みんなで協力し合った日々であった。2000年2月シャロン千里の開設を祝い、多くの方々と喜びを共にした。千里センターは大阪YWCA千里となり、ボランティア室を拠点に活動が続けることとなった。

当初5年ほどは会員協議会を毎年開催し、シャロン千里との調整、問題解決に努めた。従来から活動していたボランティアグループに加え、ケアハウス、デイサービス、こども館の現場からの要望にこたえて、新たにボランティアグループが生まれ、ボランティアの受け入れと養成に絶えず努力している。高齢者福祉の事業は社会福祉法人の責任においてなされるが、多くの会員がボランティアとして関わることによってYらしい楽しい場を提供している。出合いの場でお互いが支え合い、育ち合う

大阪YWCA 辻 加代

大阪YWCAは創立50周年の記念事業として、1969年、開発されたばかりの千里ニュータウンに千里センターを建設した。女性と子どもを中心としたさまざまな活動を展開してきたが、25周年を迎える頃、高齢化した地域に必要な事業を新たに開始した。介護者養成や高齢者への配食サービス、会食会などを実施したが、より専門的に事業を展開するため、会員の間で協議を重ね、総合福祉施設「シャロン千里」への建て替えを決意した。ケアハウスを中心

にデイサービス、ヘルパーズテーション、こども館を併設し、それまで千里センターで実施してきたプログラムをほぼ引き継ぐ形で構想が練られた。すでに保育園を運営していた社会福祉法人大阪YWCA福祉会の理事を中心に千里総合福祉施設設立委員会が設置され、大阪YWCA創立80周年記念事業としての実施が本決まりとなった。

建設中の1998年9月から翌年12月まで単立千里山教会ンオンロッジで活動を継続することが出来た。その間、北欧の福



これでいいのか 裁判員制度

名古屋 YWCA

—そもそも司法の市民参加とは

3月18日、グループ「小さい平和の権」の主催で、裁判員制度についての学習会を行いました。「小さい平和の権」は名前の通り、少人数のグループですが、名古屋YWCAの活動目標「憲法第9条を固くまもり、平和運動をすすめる」に則り、微力ながら平和の実現を目指そうとするメンバーで構成されています。

昨年8月から裁判員裁判がスタートしました。私たちは、国民から裁判員が選ばれ裁判に関与するという実際を見聞きし、「裁く重み」について深く考えさせられました。さらに司法への市民参加が内包する問題点を明らかにしようという意図の下に「アメリカ人弁護士が見た裁


判員制度」『激論！「裁判員」問題』の2冊をテキストとして選びました。また、アメリカの陪審員制度を知る参考としてDVD「12人の怒れる男」も鑑賞しました。

しかし、多くの疑問が残り、実際に裁判に関わっている弁護士を講師に学習会を企画しました。（愛知県弁護士会の無料講師派遣の制度を利用）

そして、日本の裁判員制度は、一般市民と裁判官が、有罪無罪及び量刑を一緒に判断するので個人的には、無罪という意見でも評議で有罪の決定が出てしまったら、量刑評議には加わらなければならないという問題があること、この制度の対象事件が刑事事件に限定されていること、被告人が上訴した場合、一

イスラエル軍事占領下、パレスチナの女性たちの経済活動は制限され、女性の経済的自立は非常に困難を極めますが、多くの女性が挑戦を続け、成功を収めています。この冊子は、パレスチナの女性の経済的権利に光を投げ、経済的自立と成功を求める女性を力づけたと、パレスチナYWCAが発行した冊子『Palestinian Women in the Informal Economy of the West Bank: Successes and Challenges』の翻訳です。パレスチナの女性たちの経済活動と日常生活をうかがい知ることができます。ぜひご活用ください。お問い合わせは日本YWCA。

冊子 「パレスチナの女性たちと西岸地区のインフォーマル経済—その成功と挑戦」発行



本の紹介

「ルポ 貧困大国アメリカⅡ」

堤未果著
岩波新書
756円

先日、米国で医療保険制度改革法が成立し、事実上の国民皆保険が実現する見通しとなった。だが、本書によれば前途は決して明るくはない。ブッシュ時代の行き過ぎた市場原理によって教育・いのち・暮らしを奪われる有様を描いた前作に続き、続編では政権交替によっても変わることはない、強大な政産軍複合体と大資本が支配するメディアが作り上げた公教育や社会保障などの「システム」に焦点を当てている。セーフティ・ネット不在のこのシステムの中で、一歩足を踏み外すと路上生活や塀の中から抜け出すことは不可能である。

両書を通じて、筆者は米国の現状が決して対岸の火事ではなく、日本の私たちに「真実を見抜く目」を持つよう訴えている。(吉田亜希)

ご協力ありがとうございます
賛助費 (以下敬称略)
金剛静慧
世界YWCA賛助費
川端国世
オリープの木暮金
前川純一 函館YWCA
パレスチナYWCA支援募金
神戸YWCA 熊本YWCA
ハイチ大地震被災者支援募金
辻井夏子 手島千景 大澤菜穂子
桑原貴子
活水中学・高等学校生徒会
横浜共立学園 遺愛幼稚園
東洋英和女学院中部・高等部宗教委員会
ラブピース&チヨレット実行委員会
浦和YWCA 熊本YWCA
平塚YWCA 甲府YWCA
新潟YWCA 浜松YWCA
長崎YWCA 函館YWCA
国際協力相互援助
神戸YWCA 釧路YWCA
クリスマス献金
日本キリスト教団頌栄教会
日本キリスト教団鎌ヶ谷教会
日本キリスト教団聖ヶ丘教会
捜真女学校中部・高等学部
一般寄付
横山由美子
岡山市立庄内小学校
ECPAT/ストゥン子ども買春の会
名古屋YWCA
(2010年3月20日現在)

訂正(4月号)
・1面
翻訳協力 吉田亜紀・亜希
・4面 静岡YWCA電話番号
054・265・12500
お詫びして訂正いたします。

あとがき ▼目前に迫った改憲手続き法の施行日▼大きな危惧を抱きつつも、さらなる大きな喜びを持って63回目の憲法記念日を高らかに祝おう▼高田健さんが指摘する改憲手続き法の数々の問題点。ただ手をこまねいているだけでなく、それに取組む具体例を示す荒木紀子さんの記事は私たちに力を与えてくれる▼私に、私たちに何ができるか共に知恵を出し合い考えていこう▼かけがえのない憲法を生かし、特に9条を輝かせるために。(M.R)